

〔別 紙〕

様式 1

事 業 報 告 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

1 医療法人の概要

- (1) 名 称 医療法人社団慈朋会
- ① 財団 社団 (出資持分なし 出資持分あり)
- ② 社会医療法人 特定医療法人 出資額限度法人
 その他
- ③ 基金制度採用 基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 岐阜県岐阜市野一色7丁目2番5号

(3) 設立認可年月日 昭和56年 9月 7日

(4) 設立登記年月日 昭和56年 8月 25日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理 事 長	澤田 重之	澤田病院管理者
理 事	澤田 庸子	
同	廣瀬 竜也	澤田病院事務長
同	衛藤 敬子	介護老人保健施設サワダケアセンター管理者
監 事	荏谷 悦利	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種類	施設の名称	施設の医療機関コード 又は介護事業所番号	開設場所	許可病床数
病院	医療法人社団 慈朋会 澤田 病院	2110105281	岐阜市野一色7丁目2 番5号	一般病床 50床 療養病床 100床 回復期病床 40床
介護老人 保健施設	サワダケアセ ンター	2150180087	岐阜市野一色7丁目1 2番2号	入所定員 91名 通所定員 30名

(2) 附帯業務（医療法人が行う医療法第42条各号に掲げる業務）

種類又は事業名	実施場所	備考
ほっとステーションサワダ	岐阜市野一色7丁目9番1号	
サワダデイサービスセンター	岐阜市野一色7丁目11番12号	
サワダデイサービスセンターぎなん	羽島郡岐南町徳田6丁目8番地	
サワダケアプランセンターぎなん	羽島郡岐南町徳田6丁目8番地	
岐阜市地域包括支援センター南部 【岐阜市から委託を受けて管理】	岐阜市茜部1-65-2 河八ビル1-B	

(3) 収益業務（社会医療法人又は医療法第42条の3第1項の認定を受けた医療法人が行うことができる業務）

種類	実施場所	備考

(4) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 7年 5月 9日	澤田庸子理事、廣瀬竜也理事	役員報酬改定について
令和 7年 5月 28日		令和6年度事業報告及び決算書類等の確認を求める件
令和 7年 7月 25日	ほっとステーションサワダ	事業所所在地変更の件
令和 7年 7月 25日		定款の一部変更承認の件
令和 7年10月 7日	栗本重陽理事	辞任の件
令和 7年10月 7日	後藤紘司理事	就任の件
令和 7年12月12日	後藤紘司理事	辞任の件
令和 7年12月12日	長田紀淳理事	就任の件
令和 8年 3月13日	長田紀淳理事	辞任の件
令和 8年 3月13日	衛藤敬子理事	就任の件
令和 8年 3月20日		令和8年度事業計画及び予算決定の件

(5) 当該会計年度内に発行した医療機関債

なし

(6) 当該会計年度内に購入した医療機関債

なし

(7) 当該会計年度内に開設（許可を含む）した主要な施設

(8) 当該会計年度内に他の法律、通知等において指定された内容

(9) その他

法人名 医療法人社団 慈朋会
 所在地 岐阜県岐阜市野一色7丁目2番5号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

財 産 目 録
 (令和 8年 3月 31日現在)

1. 資 産 額	4,473,954 千円
2. 負 債 額	2,194,565 千円
3. 純 資 産 額	2,279,389 千円

(内 訳)

(単位：千円)

区 分	金 額
A 流 動 資 産	1,023,523
B 固 定 資 産	3,450,431
C 資 産 合 計 (A+B)	4,473,954
D 負 債 合 計	2,194,565
E 純 資 産 (C-D)	2,279,389

(注) 財産目録の価額は、貸借対照表の価額と一致すること。

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))
 建 物 (□ 法人所有 □ 賃借 ■ 部分的に法人所有(部分的に賃借))

様式 26-1-3 (旧法：病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 慈朋会
所在地 岐阜県岐阜市野一色7丁目2番5号

※医療法人整理番号				
-----------	--	--	--	--

貸 借 対 照 表
(令和 8年 3月 31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
I 流動資産	1,023,523	I 流動負債	255,681
現金及び預金	379,739	支払手形	0
事業未収金	582,546	買掛金	93,752
有価証券	28,947	短期借入金	0
たな卸資産	28,105	未払金	143,639
前渡金	0	未払費用	0
前払費用	4,186	未払法人税等	193
繰延税金資産	0	未払消費税等	4,868
その他の流動資産	0	繰延税金負債	0
II 固定資産	3,450,431	前受金	0
1 有形固定資産	3,053,264	預り金	13,229
建物	2,735,821	前受収益	0
構築物	53,264	〇〇引当金	0
医療用器械備品	72,456	その他の流動負債	0
その他の器械備品	80,548	II 固定負債	1,938,884
車両及び船舶	14,210	医療機関債	0
土地	81,504	長期借入金	1,938,884
建設仮勘定	0	繰延税金負債	0
その他の有形固定資産	15,461	〇〇引当金	0
2 無形固定資産	39,688	その他の固定負債	0
借地権	15,429	負債合計	2,194,565
ソフトウェア	19,905	純資産の部	
その他の無形固定資産	4,354	科 目	金 額
3 その他の資産	357,479	I 設立等積立金	60,000,000
有価証券	6,410	II 資本剰余金	0
長期貸付金	17,840	III 利益積立金	2,219,389
役員等長期貸付金	0	別途積立金	650,000
長期前払費用	147,298	繰越利益積立金	1,569,389
繰延税金資産	0	IV 評価・換算差額等	0
その他の固定資産	185,931	その他有価証券評価差額金	0
		繰延ヘッジ損益	0
		純資産合計	2,279,389
資産合計	4,473,954	負債・純資産合計	4,473,954

(注) 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該資産、負債及び純資産を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 26-2-1 (病院又は介護老人保健施設を開設する医療法人)

法人名 医療法人社団 慈朋会
所在地 岐阜県岐阜市野一色7丁目2番5号

※医療法人整理番号

--	--	--	--	--

損 益 計 算 書
(自 令和 7年 4月 1日 至 令和 8年 3月 31日)

(単位：千円)

科 目	金 額	金 額
I 事業損益		
A 本来業務事業損益		
1 事業収益		2,971,534
2 事業費用		
(1) 事業費	3,214,994	
(2) 本部費	0	3,214,994
本来業務事業損失		△243,460
B 附帯業務事業損益		
1 事業収益		313,405
2 事業費用		337,534
附帯業務事業損失		△24,129
C 収益業務事業損益		
1 事業収益		0
2 事業費用		0
収益業務事業利益		0
事業損失		△267,589
II 事業外収益		
受取利息	287	
その他の事業外収益	117,633	117,920
III 事業外費用		
支払利息	25,950	
その他の事業外費用	0	25,950
経常損失		△175,619
IV 特別利益		
固定資産売却益	652	
その他の特別利益	1,000	1,652
V 特別損失		
固定資産売却損	0	
その他の特別損失	0	0
税引前当期純損失		△173,967
法人税・住民税及び事業税	369	
法人税等調整額	0	369
当期純損失		△174,336

- (注) 1. 利益がマイナスとなる場合には、「利益」を「損失」と表示すること。
2. 表中の科目について、不要な科目は削除しても差し支えないこと。また、別に表示することが適当であると認められるものについては、当該事業損益、事業外収益、事業外費用、特別利益及び特別損失を示す名称を付した科目をもって、別に掲記することを妨げないこと。

様式 6

監 事 監 査 報 告 書

医療法人社団慈朋会
理事長 澤田 重之 殿

私は、医療法人社団慈朋会の令和7会計年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

監査の方法の概要

私は、理事会その他重要な会議に出席するほか、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

記

監査結果

- (1) 事業報告書は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (2) 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- (3) 計算書類は、法令及び定款（寄附行為）に準拠して、作成されているものと認めます。
- (4) 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款（寄附行為）に違反する重大な事実は認められません。

令和 8年 5月 27日
医療法人社団慈朋会
監事 苅谷 悦利